

CASBEE 評価認証業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規定は、別に定める「CASBEE 評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 J 建築検査センター(以下「当社」という。)が実施する CASBEE 評価認証業務(以下「評価認証業務」という。)にかかる手数料について必要な事項を定める。

(CASBEE 評価認証手数料)

第2条 業務規程第 15 条に規定する評価認証業務にかかる手数料の額は、次表に掲げる通りとする。

申請建築物の 延べ面積	用途	手数料金額	消費税	合計
500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	単一用途	350,000 円	17,500 円	367,500 円
	複合用途	1 用途増える毎に 80,000 円を上記金額に加算	4,000 円	84,000 円
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	単一用途	450,000 円	22,500 円	472,500 円
	複合用途	1 用途増える毎に 100,000 円を上記金額に加算	5,000 円	105,000 円
10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	単一用途	550,000 円	27,500 円	577,500 円
	複合用途	1 用途増える毎に 150,000 円を上記金額に加算	7,500 円	157,500 円
50,000 m ² 以上	単一用途	650,000 円	32,500 円	682,500 円
	複合用途	1 用途増える毎に 180,000 円を上記金額に加算	9,000 円	189,000 円

(再評価手数料)

第3条 当社が評価認証業務を行った建築物を再認証する場合は前条の表に記載する金額の 70%とする。

(手数料の加算)

第4条 評価認証業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする

(再交付手数料)

第5条 当社が評価認証書を再交付する場合の手数は、1 通につき 10,500 円(税込)とする。

(附則)

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。